

## 将来に向けての小中学校適正規模・適正配置等 (小中一貫校・義務教育学校) について

### 1 利根町立小中学校の適正規模・適正配置の現状と課題

利根町では、人口減少、少子化により児童生徒数が減少し、平成19年4月1日に利根中学校と新館中学校を統合し、また、翌年4月1日には、文間小学校と東文間小学校、布川小学校と太子堂小学校を統合し、小中学校の適正規模・適正配置に努めてきました。

平成28年2月に策定しました「利根町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の人口ビジョンにおいても、人口が減少傾向にあり、平成29年度には、すべての小学校に1学年1学級という単学級を有することとなり、今後、児童の集団活動という観点においても影響を及ぼすことが懸念されることから、小中一貫校、義務教育学校も含め、将来を見据えた利根町の小中学校適正規模、適正配置の検討に向けた取り組みが必要となっております。

#### 【現時点での利根町の教育課題】

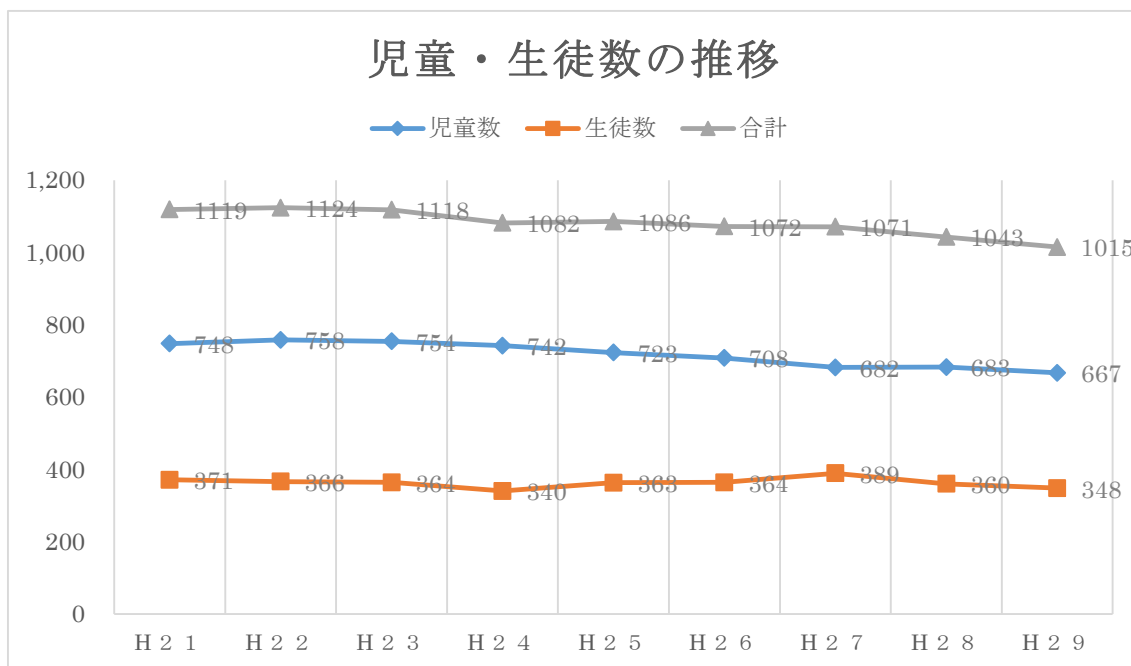
- 学力向上、学習意欲の向上
- 中1ギャップ
- 小中学校連携
- 教職員の資質向上
- 児童生徒の減少に伴う小規模学校への対策
- 老朽化の進む学校施設の整備

### 2 利根町立学校の状況(平成29年5月1日現在)

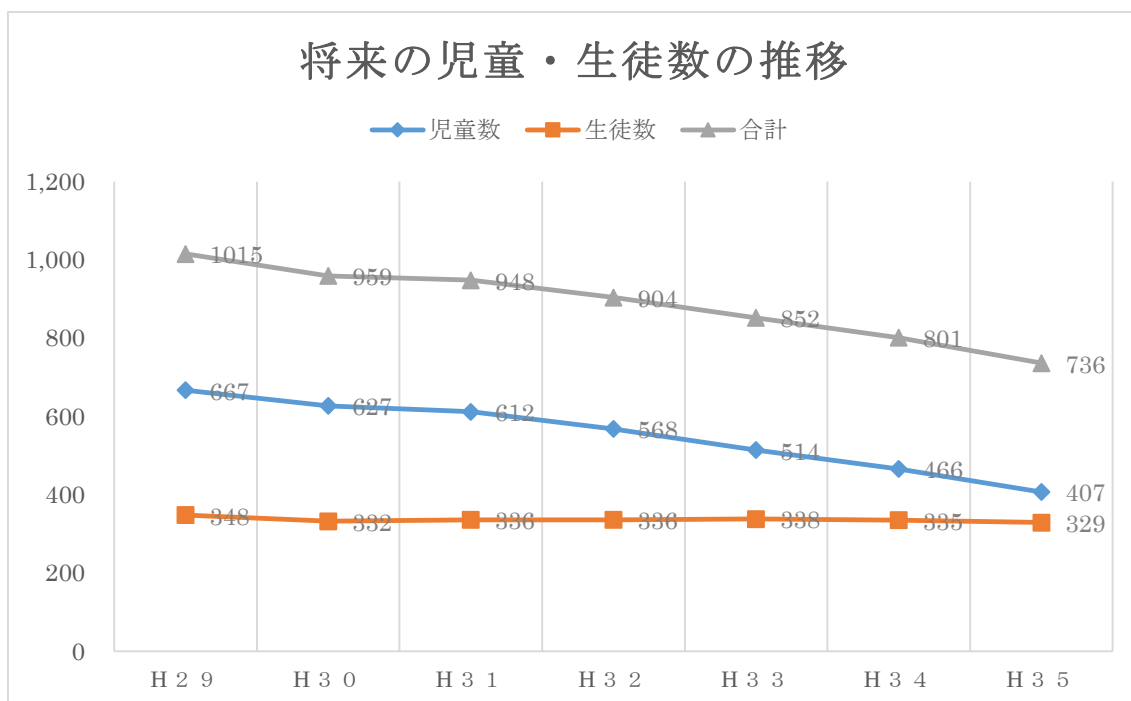
	学 校 名	学 級 数	児 童 ・ 生 徒 数
小 学 校	文 小 学 校	9 (3)	190 (16)
	文間小学校	10 (1)	219 (5)
	布川小学校	14 (3)	258 (10)
	計	33 (7)	667 (31)
中 学 校	利根中学校	12 (2)	348 (8)
	計	12 (2)	348 (8)

※ ( ) は内数で、特別支援の学級数、児童生徒数を表しています。

### 3 児童・生徒数の推移（平成29年5月1日現在）



### 4 将来の児童・生徒数の推移



## 5 学級数の推移（小学校）

	H21	H23	H25	H27	H29
文 小 学 校	8 (1)	8 (1)	7 (1)	8 (2)	9 (3)
文間小学校	7	8	7	8	10 (1)
布川小学校	15 (3)	15 (3)	15 (3)	15 (3)	14 (3)
合 計	30 (4)	31 (4)	29 (4)	31 (5)	33 (7)
普通学級	26	27	25	26	26

	H30	H31	H32	H33	H34	H35
文 小 学 校	9 (3)	8 (2)	8 (2)	8 (2)	7 (1)	6 (0)
文間小学校	8 (1)	9 (1)	8 (1)	7 (1)	7 (1)	6 (0)
布川小学校	12 (3)	12 (3)	11 (3)	10 (3)	7 (0)	7 (0)
合 計	29 (7)	29 (6)	27 (6)	25 (6)	21 (2)	19 (0)
普通学級	22	23	21	19	19	19

※（ ）は内数で，特別支援の学級数を表しています。

※特別支援学級数の見込みについては，平成29年度在籍児童生徒のみ反映しています。

## 6 小中学校の適正規模（平成29年5月1日現在）

	小学校 校数		中学校 校数	
過大規模校	31学級以上		31学級以上	
大規模校	19～30学級		19～30学級	
適正規模校	12～18学級		12～18学級	1校
小規模校	6～11学級	3校	3～11学級	
過小規模校	5学級以下		2学級以下	

※学校教育法施行規則

第41条 小学校の学級数は，12学級以上18学級以下を標準とする。ただし，地域の実態その他により特別の事情のあるときは，この限りでない。

（同条は，第49条で中学校に準用。）

※義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令

（適正な学校規模の条件）

第4条 法第3条第1項第4号の適正な規模の条件は，次に掲げるものとする。

- （1） 学級数が，小学校及び中学校にあつてはおおむね12学級から18学級まで，義務教育学校にあつてはおおむね18学級から27学級までであること。

- (2) 通学距離が、小学校にあつては4キロメートル以内、中学校にあつてはおおむね6キロメートル以内であること。

## 7 小中一貫教育制度

	小中一貫型小学校・中学校	義務教育学校
修学年限	・ 9年 柔軟な設定が可能	・ 9年 柔軟な設定が可能
教育課程	・ 9年間の教育目標の設定 ・ 9年間の系統性を確保した教育課程の編成	・ 9年間の教育目標の設定 ・ 9年間の系統性を確保した教育課程の編成
組 織	・ 2人の校長（ただし兼務可） 小学校に1人の校長 中学校に1人の校長 ・ 小中学校別々の教職員組織	・ 1人の校長 ・ 一つの教職員組織

## 8 小中学校適正規模・適正配置等の検討スケジュール（案）について

時 期	実 施 内 容
平成 年 月	利根町小中学校適正配置等調査検討委員会（仮称）設置要綱 利根町小中学校適正配置等調査検討委員会（仮称）委員の委嘱 利根町小中学校適正配置等調査検討委員会（仮称）への諮問
平成 年 月 ～ 平成 年 月	利根町小中学校適正配置等調査検討委員会（仮称）の開催  教育委員会へ報告書提出（意見具申）
平成 年 月	利根町小中学校適正配置等基本方針（案）の作成
平成 年 月	利根町パブリックコメント手続実施要綱に基づき基本方針（案）公表・意見募集
平成 年 月	利根町小中学校適正配置等基本方針の決定
平成 年 月	利根町小中学校適正配置等実施計画（案）の検討
平成 年 月	統合等適正配置等（小中一貫・義務教育学校）に向け、保護者を含む地区懇談会を開催し、実施計画（案）の作成

※利根町小中学校適正配置等検討委員会（仮称）設置要綱は、現在ある利根町立小学校適正配置検討委員会規程を廃止し、新たに制定する。

※利根町小中学校適正配置等検討委員会は、条例による附属機関に準じた組織として、要綱により設置するものとする。（委員に対しては、報酬ではなく報償費で対応する。）

## 【案】

### 利根町小中学校適正配置等調査検討委員会設置要綱

#### (設置)

第1条 利根町立小学校及び中学校（以下「小中学校」という。）の教育環境を整備し、教育効果を高めることを目的に、小中学校の適正規模・適正配置及び小中一貫教育に関し調査検討するため、利根町小中学校適正配置等調査検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

#### (所掌事務)

第2条 検討委員会は、次に掲げる事項について調査検討し、その結果を利根町教育委員会（以下「教育委員会」という。）に報告し、又は意見を具申するものとする。

- (1) 小中学校の適正規模・適正配置に関する計画策定に係る基本的な方針及び具体的方策に関すること。
- (2) 小中一貫教育に関する計画策定に係る基本的な方針及び具体的方策に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項に関すること。

#### (組織)

第3条 検討委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 小中学校の学校長
- (3) 小中学校の児童又は生徒の保護者
- (4) その他教育委員会が適当と認める者

#### (任期)

第4条 委員の任期は、委嘱した日から第2条に規定する報告又は提言した日までとする。

#### (会長及び副会長)

第5条 検討委員会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選によって定め、副会長は、会長が委員のうちから指名する。
- 3 会長は、検討委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討委員会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の者の出席がなければ会議を開くことができない。

3 検討委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 検討委員会の庶務は、学校教育課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮り、別に定める。

附 則

この告示は、平成 年 月 日から施行する。

【参考資料】

近隣市町村の状況等

市町村名	適正規模・適正配置方針等の経緯
龍ヶ崎市	<ul style="list-style-type: none"> <li>●小中学校適正規模適正配置審議会 (平成21年7月から計8回開催)</li> <li>○「小中学校適正規模適正配置に関する基本方針」 (平成23年5月)</li> <li>●新しい学校づくり審議会 (平成28年3月条例制定)</li> </ul>
稲敷市	<ul style="list-style-type: none"> <li>●学校及び幼稚園適正配置検討委員会 (平成19年8月から計9回開催)</li> <li>○「学校再編整備実施計画」(平成22年3月)</li> <li>○「稲敷市における小学校の再編に関する計画」 (平成22年度～平成31年度までの10年間)</li> </ul>
阿見町	<ul style="list-style-type: none"> <li>●学校再編検討委員会 (平成25年6月から)</li> <li>○阿見町立学校再編計画(平成27年3月)</li> </ul>
河内町	<ul style="list-style-type: none"> <li>●学校統合有識者会議 (平成25年12月から計4回)</li> <li>○学校統合基本計画(平成26年5月)</li> </ul>
土浦市	<ul style="list-style-type: none"> <li>●幼稚園、小学校及び中学校適正配置等検討委員会 (平成21年10月から計5回開催)</li> <li>○「小学校及び中学校適正配置等基本方針」 (平成23年2月)</li> </ul>
つくば市	<ul style="list-style-type: none"> <li>●学区審議会及びパブリックコメントの実施</li> <li>○「つくば市等適正配置計画」(平成21年3月) ※5年毎に見直し, 改定</li> </ul>
かすみがうら市	<ul style="list-style-type: none"> <li>●学区審議会 (平成20年11月, 平成21年6月, 平成23年10月, 平成29年4月に諮問)</li> <li>○「かすみがうら市小中学校適正化実施計画」 (平成25年3月策定, 平成29年5月改定)</li> </ul>

## 【参考資料】

平成 19 年度及び平成 20 年度の小中学校統廃合等の経緯

### 【中学校】

月 日	経 過
H16. 5. 19	中学校の統廃合を検討する会発足（保護者らにより発足）
9. 28	中学校統合検討委員会設立（内規） 第 1 回中学校統合検討委員会開催 （6 回の会議を開催）
H17. 7. 29	教育委員会教育委員長に答申書提出
8. 25	教育委員会に議案提出し可決 「利根町立中学校の統合及び廃止について」 統合期日：平成 19 年 4 月 1 日
H19. 4. 1	利根中学校，新館中学校統合

### 【小学校】

月 日	経 過
H18. 2. 24	小学校の教育環境を考える会発足（保護者らにより発足）
5. 30	利根町小学校適正配置検討委員会規程（訓令）
6. 30	第 1 回小学校適正配置検討委員会開催 （8 回の会議を開催，その他地区代表，保護者懇談会を開催）
H19. 1. 15	利根町通学区域審議会に諮問
1. 18	教育委員会教育委員長に答申書提出
1. 24	利根町通学区域審議会答申書を教育委員長に提出
2. 28	教育委員会に議案提出し可決 「利根町立小学校の統合及び廃止について」 統合期日：平成 20 年 4 月 1 日
H20. 4. 1	文間小学校，東文間小学校統合 布川小学校，太子堂小学校統合



## 【参考資料】

### 利根町立小学校適正配置検討委員会規程

平成18年5月30日教委訓令第2号

(設置)

第1条 利根町立小学校の適正規模の学校運営のあり方や教育環境の整備等に対して、利根町立小学校適正配置検討委員会（以下「検討委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 検討委員会は、教育委員会の求めに応じ、少子化が進む中で、将来を見据えての小学校の適正配置について、必要な調査及び審議を行い、教育委員会に答申するものとする。

(組織)

第3条 検討委員会は、30人以内の委員をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 町議会議員
- (2) 小，中学校長
- (3) 小，中学校 PTA 会長
- (4) 学識経験者
- (5) その他教育委員会が特に必要と認めた者

(任期)

第4条 検討委員の任期は、諮問にかかる答申が終了したときまでとする。

2 前条第1号から第3号までの委員にあっては、その職を離れたときは、委員の資格を失うものとする。

(会長及び副会長)

第5条 検討委員会に会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、検討委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討委員会の会議は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 検討委員会の会議は、委員の過半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は教育委員会が別に定める。

附 則

この訓令は、令達の日から施行する。